

令和 7 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和 7 年 3 月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 3 月 1 8 日（火） 午後 2 時 3 2 分から午後 4 時 1 6 分まで

2 場 所 新城市市役所本庁舎 4 階 会議室 4－2、4－3

3 出席委員

安形博教育長 夏目安勝教育長職務代理者 夏目みゆき教育委員
青山芳子委員 原田真弓委員 鈴木志保委員 伊藤雅朗委員

4 説明のため出席した職員

櫻本教育部長	原田教育総務課長	菅野学校給食課長	杉浦学校給食課副課長
中嶋学校教育課長	村田生涯共育課長	中村生涯共育課参事	
河口生涯共育課参事	湯浅生涯共育課参事	浅井生涯共育課参事	

5 書 記

上野教育総務課総務係長

6 議事日程

開 会

日程第 1

令和 6 年 1 2 月、令和 7 年 1 月開催の会議録について

日程第 2

(1) 教育長報告について

日程第 3

(1) 議案

第 1 2 号 新城市社会教育委員の委嘱について（生涯共育課）

第 1 3 号 新城市公民館運営審議会委員の委嘱について（生涯共育課）

第 1 4 号 新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の改正について
（生涯共育課）

第 1 5 号 新城市長篠城址史跡保存館の管理及び運営に関する規則の一部改正について
（生涯共育課）

第 1 6 号 新城市作手歴史民俗資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について
（生涯共育課）

第 1 7 号 新城市鳳来寺山自然科学博物館の管理及び運営に関する規則の一部改正について
（生涯共育課）

日程第 4

(1) 協議事項

ア 県立中学校開校に伴う就学援助等の取扱いについて（教育総務課）

【追加】イ 令和 7 年度の学校給食費（食材費）について（学校給食課）

日程第 5

(1) 報告事項

ア 広報しんしろほのかについて（教育総務課）

【追加】イ 庭野区長への情報提供について（教育総務課）

ウ 新城市不登校対策事業における子どもサポート相談員業務実施要綱について
（学校教育課）

エ 新城市相談窓口に関するリーフレットについて（学校教育課）

【追加】オ 3月議会 一般質問の概要について（教育部）

カ 行事・出来事（3月、4月）について

閉 会

日程第1 教育長報告について

○職務代理者

定刻になりましたので、ただいまから令和7年3月新城市教育委員会定例会議を開催させていただきます。

日程第1

(1)「令和6年12月、令和7年1月開催の会議録について」です。

会議録の内容について、ご質疑がありましたらお願いします。

では、内容について承認であれば挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。承認ということですので、ご署名をお願いしたいと思います。

日程第2

(1) 議案

次に日程第2「教育長報告について」です。よろしくお願いいたします。

○教育長

事前の学習会が長引き、開始時刻が遅くなりました。事務局の職員の方申し訳ありません。

1枚用意しましたA3のものに従って報告します。

3月ということで、令和6年度最後の教育委員会会議です。これは4月2日に4階にいる教育委員会の職員に示したものです。

一番最初に書いたのが、「強固な連携を要する」これからの課題は、一つの課では解決できないことが多い。だからなるべく連携を固めてやっていただけたら、そんなお願いをしました。

そして、学校給食をはじめ、本当に事務局の職員に適宜動いていただいて、今のところ順調にやっているとっております。感謝いたします。

右側に令和7年度の課題ということで、この1年を振り返りながら報告します。

まず学校給食センターです。安全安心な給食ということで、9月から始まって3月途中まで提供し続けております。給食センターだから楽かという、そうではなくて、子どもへ食を与えることの責任の大きさ、これはやった方でないと、なかなか理解できないとっております。今、関係する職員全力を尽くしてやっていただいております。

学校の負担軽減、これが1つの課題になります。作成書類の減少、給食費の取扱い、滞納についての取扱い、そういったことも課題になっています。これは、令和7年度から解消に向けてやっていく必要があるなと思っております。もう一つの課題は地産地消です。

2つ目、教育支援センターあすなろ、この職員の配置に関する留意事項についても先ほど学習会でお伝えしたとおりです。

3つ目、シスタースクール制の導入ではなくて発展ということで、あくまでも地域移行、地域連携に向けて、今の形がある。

中学生をお子さんに持つ保護者からのアンケートで、「部活動の時間が少なくなって」に対する不満を伺っています。ただ将来的にどういうふうな形がいいのかといったときに、今までのやり方では問題があった。それを解消するために代えていかなければいけない。その移行期にある今、あらゆるこ

とに配慮しなければなりません。やはりこれから我々が目指す方向として、教師の手から離していくのが大事なことだと思いますので、これを一步ずつ進めていきたいと思っています。

4つ目、「長篠城・設楽原の戦い450周年記念イベント」これは、令和7年8月30日、31日に戦国博覧会という形で、11月に鉄砲サミットとして教育委員会としては携わっていきたいと思っています。詳しくは、事務局から今後説明があります。

5つ目、「コミュニティスクール」、令和7年度実施予定と書いてありますが、そこまで進んでいません。ただ市の理解を得られつつあるということ。令和8年度に向けて予算立てをしていくということ。その実現に向けて進みつつあるということでご理解いただければと思います。

6つ目、市政20周年。テーマが「新城で紡ぐ、こどもと未来のきらめき」小学校、中学校も含めて学校現場に協力を要請したり、そういうことは当然あると思います。できる限り、学校に無理のない範囲で応えていきたい。

最後、望ましい教育環境、教育環境に関する基本方針。3月14日の広報ほのか4月号で特集が組まれています。これについては、教育委員の皆様には様々な角度からご意見をいただきました。全てを反映することはできませんでしたが、今のところの考え方として、提示させていただきました。

その中で私が一番心がけていたのは、平成21年に出了された学校再配置指針。これは学校が6学級が維持できなかつたら、つまり複式学級が導入される時期になったら協議を開始するとなっています。数的な面でとらえています。

今回の基本方針は、保護者の意見が統合を望む声が存続を望む声を上回つたらということです。保護者の意見をまず大事にしたいということで基本方針を立てさせていただいています。それが基になって地域に投げかけ、地域で解決できればそれでいいわけですし、場合によっては教育行政と合わせて話をしていかなければいけない。市の決断を求められることも当然あると思います。

「よりよい教育環境の構築」ということで、今一番最初以外の3点、つまり最初の学区制の柔軟化、これについては、導入するかどうかこれから検討していくところで、令和7年度の課題です。2つ目の少人数学級、30人学級の導入については、「やっていく」その方向で市も動かしていくような構えで考えていきたいと思っています。それほど保護者の要望が強いということ。

そして「学校間交流」これについても、校長先生方に伝えてあります。これは特に小規模校において、相手校は大きくても小さくても構いません。とにかく交流をして、子どもたちがさまざまな人間関係を経験できる。そういう機会を増やしていただきたいと思います。

そして最後、義務教育学校等の情報提供。そのためには、私が考えているのは、岐阜県の義務教育学校、一つの候補として本巣市にある根尾学園、これを1学期のうちに教育委員会でも視察をして、情報提供の基をつくりたい。本当にいいのかどうなのかということです。

本巣市が、新城よりも若干小さくて、ただ面積は広くて義務教育学校に行くまでに市街地から車で30分ぐらいはかかるという場所です。

全国的に展開されている義務教育学校とは違うということで、新城でこれからつくっていくとしたら、そういった学校を勉強する、そういった市を勉強することが必要だと思っています。

以上、令和7年度の課題を挙げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○職務代理者

ありがとうございました。

ただいまの教育長報告について、ご質問等がありましたらお願いします。
それでは次に移ります。

日程第3

(1) 議案

第12号 新城市社会教育委員の委嘱について。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯共育課

生涯共育課です。よろしくお願いします。

本市では、社会教育委員と公民館運営審議会委員を兼任していただいておりますので、議案12号、第13号について併せて説明いたします。

資料1ページ、2ページになります。

新城市社会教育委員及び新城市公民館運営審議会委員につきましては、今月末で任期が満了しますので、新城市社会教育委員設置条例第3条、新城市公民館運営審議会条例第4条に基づき、令和7年4月1日から1年間の委嘱について提出するものです。

委員は、社会教育の関係者、学識経験者から選定しています。説明については以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

それでは、第12号議案、第13号議案、合わせて説明をいただきましたので、決議についても併せてお願いしてよろしいでしょうか。

それでは、第12号議案、第13号議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成ということで決定いたしました。ありがとうございました。

次に第14号議案 「新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の改正について」事務局から説明をお願いいたします。

○生涯共育課

第14号議案から第17号議案までの「設楽原歴史資料館長篠城址史跡保存館、作手歴史民俗資料館、鳳来寺山自然科学博物館のそれぞれの施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について」ですが、同じ内容を含んでおりますので、一括で説明させていただいてよろしいでしょうか。

○職務代理者

お願いいたします。

○生涯共育課

たくさんの資料をお手元にお配りさせていただいたんですが、本来であれば事前にお送りするべきところを調整に手間取ってしまいまして、本日の配付資料となってしまいまして申し訳ございませんでした。

それでは、今回の規則改正の概要について申し上げます。

市内にある博物館施設につきまして、同様の性格を持った博物館施設であるにもかかわらず、規則の内容がまちまちであったため、今回、各施設の入館料の改正に伴う条例改正に合わせまして、その内容を統一するものでございます。

併せまして、内容の統一以外に設楽原歴史資料館の拝観時間を現在、午後１０時になっているものを午後５時までと変更すること。それから作手歴史民俗資料館の拝観時間が現在午後３時であるにもかかわらず、午後４時までとなっておりますので、実態に合わせて変更させていただきたいと考えております。

また各施設の減免規程の中で、東三河の小中学校が教育活動の一環として訪れた場合、引率の教員についての定めがこれまでございませんでした。

申請によりまして、減免の措置を取ってございましたけれども、今回の補足改正に合わせてまして、申請によらずに減免ができるようにしたいと考えております。

そのほか、資料の使用に関する申請書などについても様式の統一を図らせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○職務代理者

ありがとうございました。この件につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。

○教育委員

今、言われたことは、この資料でいうと具体的には、どこのことを言われていますか。

○生涯共育課

まず資料館の閉館時間を午後１０時から午後５時までに変更することに関しては、１ページ目にございます第２条のところで資料館の開館時間を「午前８時半から午後１０時までとする」という部分が、新では「午前８時半から午後５時までとする」という部分でございます。それから作手歴史民俗資料館につきましては、３１ページにございます開館時間の変更ということで、第３条の（１）開館時間として「午前１０時から午後４時まで」となっているところを、新で資料館の開館時間は「午前１０時から午後３時まで」とする。旧のほうでは、細かい条件が入っていますが、この辺りも整理しまして休館日の項目を新たに設けるなどして、たくさん書いてある内容をばらして、ほかの規則に合わせる形を取っております。

先生方の減免のところですが、３ページ目の表の中の５がございます。豊橋、豊川、蒲郡、新城、田原もしくは北設楽郡設楽町、東栄町、もしくは豊根村の小学校、中学校、これに準ずる学校の教育活動の一環として、児童または生徒がという部分で「引率者」という部分が入っておりませんでしたので、「引率者」を含めさせていただきました。

申請書等については、それぞれの各規則の後ろのほうに新旧対照表で申請書が入っておりますが、これまで申請書についても様式がばらばらでしたので、同じような統一感のある申請書に改めさせていただきました。以上です。

○職務代理者

ご説明いただきました。関連、その他でご質問ございましたら。

内容については、先ほどご説明いただいたとおりであります。後は様式ですが、

○生涯共育課

文言、若干統一感を持たせて書いてあります。

○職務代理者

いかがでしょうか。

それでは、第１４号議案から第１７号まで、施設をまたいでおりますけれども、一括で決議を採ってよろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

第14号議案から第17号まで、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成ということで決定いたしました。ありがとうございました。

日程第4

(1) 議案

○職務代理者

(1) 協議事項 ア 「県立中学校開校に伴う就学援助等の取扱いについて」事務局から説明をお願いします。

○教育総務課

資料はありません。先月定例会で説明させていただきました県立中学校開校に伴う就学援助等の取扱いについてです。他市の状況を確認しましたので、説明させていただきます。

まず豊橋市ですが、来年度から県内の国立、県立の小中学校を対象とするそうです。ただ県立の特別支援学校は対象外です。私立についても対象としないということでした。私立については、恐らく就学援助の対象になるような世帯はないであろうということで、対象としないという話がありました。

豊川市につきましても、国立、県立小中学校は対象として、特別支援学校は対象としませんが、私立の学校も対象にするということです。

蒲郡市も同じように国立、県立、私立を対象といたします。特別支援学校は対象外です。

田原市については、時習館中学校の開校に向けて検討していく予定で、令和8年度に向けて今後検討を進めていくということです。現状は検討していないということなので、恐らく田原市内の小中学校の世帯が対象になると思われます。

ということで、新城市も特別支援学校については対象外にしたいと考えております。

また国立、県立の小中学校は対象とすることとした上で、私立の小中学校をどうするかということですが、豊川・蒲郡は対象とする。豊橋市は対象外という状況です。委員の皆様からのご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○職務代理者

この件につきまして、ご意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。お願いいたします。

○教育委員

今、現状で分かる範囲で何人ぐらいの方が対象になりますか。

○教育総務課

私立の。

○教育委員

私立以外で県立、国立の小中学校では。

○教育総務課

数名、2、3名だったと思います。特別支援は抜いて。

○教育委員

私立を入れると。

○教育総務課

市外の中学校に通う生徒数ですが全部で令和6年度は11名おります。来年度の人数ですか。

○教育委員

はい。

○教育総務課

そうすると桜丘中学校は5人、愛教大附属が1人なので全部で6人です。

○職務代理者

すみません。対象になりそうな生徒数。

○教育総務課

ではなくて、来年度通う予定の生徒数です。恐らくですが、対象となる家庭はないのではないかと思います。だから門を閉じるのかどうか、というところかと思っています。

○職務代理者

いかがでしょうか。お願いします。

○教育委員

協議事項は、「県立中学校開校に伴う」と書いてあったので、私学と附属中学校は除いて話をします。

県の教育委員会から出た取扱い、この文書を読んでみて納得する内容だなと思っています。

例えば、来年2026年開校の時習館高等学校附属中学校とか、あるいは豊橋中学校の夜間だとか、もしかしたら新城市にこちらからそっちに行く子もいます。これは県の言ってる方針も分からなくはないし、市からも補助すべきだとまず思います。

今の新城市就学援助事務取扱要綱、これを読んでもこの要綱から補助するのは、新城市立の小学校、中学校に在籍するもの。あるいは、入学をするものという限定でしか書かれていません。その文言を変えていく必要があるのではないかと考えているのですが、そこら辺はどのように考えておられますか。

○教育総務課

文言を変える必要があります。文言を変えるに当たって、どのような文言にするかになるんですけども、それが「県内の国立県立小中学校に通う世帯、及び私立学校に通う」という文言にするのかどうかを悩んでいてご意見をいただきたいです。

○教育委員

自分は、県立という夜間中学校、中高一貫という県教委からの依頼があったので県の文言を当然、補助するだろう。だったらそれをどう変えるかということで考えていたんですけど、そうではなくて、私学とか全てのことを入れたときに、これをどう考えるかと、そういうことです。

○教育総務課

私学を対象とするかどうかのお考えをお聞きしたいです。

○職務代理者

よろしいですか。県からいただいた文書の中には、県立の中学校についても、市立中学校同様の援助をとということで依頼の文書になっていると思います。

にもかかわらず、国立についても援助しようという考え方ですので、私は私学も援助してもいいと思います。ほかの方もご意見いただきたいと思います。

○教育長

教育委員会から私学もという話がありますか。

○教育総務課

ないです。

○教育長

ないですよ。

○教育総務課

ないです。国立もないです。

○教育長

国立もないですよ。あったのは県立ですよ。県立中学校開校に伴う就学支援の援助ですよ。

○職務代理者

いかがでしょうか。該当する数があまりなさそうなので、なかなかご意見を述べにくいと思いますが。どうぞ。

○教育委員

今、子どもが高校に通っている保護者の目として言わせていただくと、同じ状況下に田原市が令和7年度は様子見という動きですよ。同じように新城もまずは、時習館中学が開校するまでの令和7年度の1年間は、絶対数も少ないですし、今のところ桜丘中学に通っている子たちの状況を考えると、新城も1年間は様子見でいいんじゃないかなという気がしないでもないです。

私立の中学校に行く子たちは、特色を好んでいっているもので、そこまで今この現状で早急に考えなければいけないことではない気がします。桜丘中学に行かせたいと言ってる親ごさんの話を聞いても、やっぱり「特色が」という感じなので、ちょっと1年様子を見て、来年のこれぐらいのタイミングでどうするかというのを改めて決めたほうが。新城から時習館中学を受ける子がどれくらいいるのかが、まだ全然読めないです。そもそも合格するかどうか、倍率が物すごいのでというところもあるので。

実際に経済的に苦しい家庭では、そういう補助が国、県、市から出ているはずなので、それ以上補助というのは、据置きで様子見でいいんじゃないかなと思います。保護者の意見としては。

○職務代理者

ご意見としては、県教委から来ています文書については、まさに県立の時習館附属中学校へ行く生徒だけについて令和7年度については考慮しておくというご意見ですよ。

○教育委員

令和6年の12月に県から依頼がきましたよね。当然、中高一貫の附属中学校については、津島とか刈谷だとかあるわけで、そういうところを対象にしながら「変えなさい。変えてください」ということを言っていると思います。

例えば、新城市としては、県から来たやつをそのままにして、1年間、今委員さんが言われるように放つといってもいいんですか。

○教育総務課

特におとがめがあるようなことはないと思います。田原市もそのように1年間様子見だと思いますので。

○職務代理者

はい。お願いいたします。

○教育委員

様子見という選択肢の場合、結論はいつまでに出しますか。出さなければいけませんか。

○教育総務課

来年度には、もう一度協議が必要だと思います。

○教育長

例えば、中学校進学を決める１２月ぐらいには出しておかないとまずいですかということなのですが。ということは、教育委員会議で１０月までには決定しておかないと新城市の考え方、何かあったときに、「まだ考えています」という答え方はできないというのが自分の考えですね。

様子見はいいのですが、１０月までには、教育委員会議で結論を出すということです。

○職務代理人

ありがとうございました。お願いいたします。

○教育委員

しっかりと分かる。理解されていないような気もするのですが、私の意見としましては、県からきた県立中学校に通う生徒の「就学援助を実施してください」ということなので、これは県立学校に通うということで新城市が必ず就学援助したほうがいいのではないかと思いますので、今回の時習館中学校に対する進学者がいた場合は、市から「就学援助を実施する」ということでいいのではないかと単純に思いました。

私立は、私立なので県の中学校とは関係のないことだと思うので、ここには含まないということでよろしいのではないかと思います。以上です。

○教育委員

全く同感。僕が一番最初に言ったのは全く同感です。ただそのときに、新城就学指導の事務取扱要綱、これを変えるべきではないですか、ということを書いてます。

○教育委員

それを入れることで変えていくであろう、この決議が必要だということで今伺っているんだと思います。

○職務代理人

お願いいたします。

○教育長

私もそう思っていたんですが、これで動きますよね。高校の無償化、私立も全て無償化、そういう状況でお金がかかるのは、私立中学校だけということが生まれる可能性がある。そこもこれから揺れるんですよ。なので最大限待てるのが１０月かなというのが自分の考えです。

○職務代理人

今、教育長さんからお話がありましたように、１０月頃までには、方向を定めて新城市の取扱要綱を改正する、改定する流れがあったかと思います。

現在のところは、そういう方向でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

○教育長

教育総務課長がよろくなさそうなので。

○教育総務課

誰でももらえる補助金ではなくて、低所得世帯を支援することが目的で、学校教育法上、経済的理由によ

って就学困難な家庭には支援しなければならないという規定があります。それは公立だろうが、私学であろうが、そこは問われてないんです。なので、そこを考えると「私学の門を閉ざす」というのはどうかなという気がしないでもないですけど。実際は、恐らく対象になるような世帯の方はいないだろうとは思いますが。今度の10月までに結論を出すということによろしいですか。

○教育長

もう一個いいですか。実質的に私は公立しか経験したことがないので、私立の本当にかかるお金。私立中学校の資料提示をしていただけるとありがたいと思います。授業料、教材、副教材、あるいは食事等を含めて、私立中学校に通っている子供を卒業させるまでに3年間で保護者は幾ら払うのか。そこが明確に分からないので、そこも含めて。就学援助をする場合に、どれだけ市で払うのかということもいいですか。

○職務代理人

ありがとうございました。それでは、時間が少しあるので、いろいろ資料を用意していただいたり、それぞれ情報をお集めいただいて10月前までの教育委員会会議では改定改正ができるようにお努めいただきたいと思います。

○教育委員

さっき言った要綱でいうと、今新城市内に在籍する児童生徒という文言があったんだけど、それを取ってしまえば、市立にしる私立にしる、県立にしる、全ての子どもたちになってくれば、そう難しい話ではないかなと思うのですが、資料を見て判断しましょう。

○職務代理人

ありがとうございました。継続協議ということによろしくお願いします。

それでは、次に協議事項です。

令和7年度学校給食費食材費について、ご説明をお願いいたします。

○学校給食課

学校給食課です。よろしくお願いします。

令和7年度の給食費、食材費の必要額について説明します。本日の協議事項では、令和7年度の給食費の必要額を決定するため、4点の協議をお願いしたいと考えています。

- ①令和7年度当初は、価格を据え置くこと。
- ②令和7年度の途中で給食費の額改定を行うこと。
- ③額を改定する際の考え方について。
- ④給食実施回数と牛乳の単価について。

項目ごとの説明をします。

- ①令和7年度当初は価格を据え置く。②令和7年度の途中で給食費の額改定を行うことについて。

資料3ページをご覧ください。

本市では、令和6年9月から、学校給食センターが稼働し、学校ごとに実施していた食材の選定から発注までに至る一連の業務を一元化し、食材も一括発注するなど大きく異なる対応としました。

このような中、令和6年度の給食費は、令和6年度1学期の各学校で設定していた給食費を参考に、牛乳などの上昇分を考慮して給食費を次のように設定しました。

小学校280円、中学校330円です。この金額で令和6年9月からセンターの運営を開始、食材購入を進めましたが、令和6年度末を迎えるに当たり、食材を工夫し、試行錯誤しながら給食提供し、給食費不足

となる状況には至らない見込みとなっています。

したがいまして、現時点では令和7年度の給食費について、令和6年度の給食費を変更することなく実施する予定です。

しかし最近のニュースで、連日取り上げられているように、米の価格高騰や野菜を始めとする食材費の高騰など、令和7年度に入ってから、給食運営に支障が出る前に給食費の必要額の改定を想定する必要があること。また改定する際の考え方など、令和7年度の給食費の目標額について、令和7年2月25日に開催した給食センター運営委員会でお示しし、承認をいただいたところです。

③額を改定する際の考え方について。資料4から6ページの資料1から資料3の考えに基づき、給食費の価格改定を行いたいと考えています。

①4ページ、主食・牛乳の価格上昇実績。こちらが資料1です。5ページ、消費者物価指数の推移から令和7年度の上昇率を予測する。こちらが資料2です。6ページ、近隣自治体の状況、資料3です。

まず4ページの資料1をご覧ください。

資料1については、主食の近年の価格推移と前年比の価格変動のパーセントを示したものです。表の右側をご覧くださいと前年比が100%を超えており、毎年価格上昇が続いている状況です。

下段の精米価格についてですが、令和6年度は10キロ当たり、税抜きで2,839円です。税込み3,066円となっています。

また毎日提供される牛乳ですが、資料の一番下に価格の推移があります。牛乳についても主食と同様に毎年右肩上がりとなっています。

次に5ページの資料2をお願いします。

副食となるおかずの状況ですが、消費者物価指数からも読み取れるように、年々上昇しているのが現状です。実際に仕入れ業者から話を聞くと、猛暑の影響で野菜の生育状況が悪く、一度上がった価格が元に戻ることはなかなか想定しにくいなど、右肩上がりの傾向が続くことが考えられます。

最後に6ページ、資料3をご覧ください。

東三河の各自治体の給食費の状況です。この表の見方ですが、食材費と保護者負担、公費負担と区別してあります。それを図にしたのが点々の図です。

各自治体とも新城市とそんなに食材費に差はないと考えられますが、保護者負担額に大きな差があります。それは、これまで食材費の高騰で食材費全体の値上げをしてきている一方で、保護者に負担をかけないように保護者負担額を据え置いている状況があり、その差額を公費で補填しているものです。

そのような視点と3月3日に示された米の新価格を考慮して、令和7年度の給食費の積算を改めて行い、給食費の価格改定を行いたいと考えています。

④「給食実施予定回数と牛乳単価について」資料7ページをお願いします。

学校給食取扱要綱5条及び9条で給食実施予定回数、牛乳単価を定めるとしています。

給食実施予定回数については、学校への聞き取り結果を勘案し、年間190回、牛乳単価は学校給食会が示した価格でそれぞれ固めたいと考えています。

繰り返しますが、協議をお願いしたい論点として、

①令和7年度当初は、価格を据え置くこと。

②令和7年度の途中で給食費の額の改定を行うこと。

③価格を改定する際の考え方について。

④給食実施予定回数と牛乳単価について、ご協議、ご承認をよろしくお願いします。

○職務代理者

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、質問、ご意見をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

1 件目の協議事項が価格を当初据え置くというもの。7 年度の途中で状況を鑑みて、値上げをしよう。3 点目は、値上げの考え方について、いろんな条件を加味して、近隣の市町村の状況を考えて。4 つ目が給食の年間の回数 1 9 0 回についてと牛乳単価について。

○教育長

確認で。今、小学校 2 8 0 円、中学校 3 3 0 円でやっているんだけど、今までは、これで何となく過ごしてきた。これから物価が上がる。そのときに 2 8 0 円と 3 3 0 円では足りなくなるから、その分、全体を上げないか。そのときに保護者が負担するのか、公費で負担するのか。その考え方を皆さんにお聞きしたい。そういうことですか。

○学校給食課

お願いしたいのは、給食費を同額で 6 年度は給食費が何とか納まったので、7 年度の当初は、6 年度と同じ額でいきますという話です。ただし、物価の高騰があったり、主食のコメの価格が先日学校給食会から示され、令和 6 年度に比べて 6 0 % 以上の値上げが示されました。このまま給食費が 6 年度と同じ額で進むと、恐らく給食の提供にかなり支障が出るということで、次年度早い段階で給食費の改定を行いたいということです。

保護者負担については、今おっしゃったように、保護者負担は上がった分は公費で見て行く自治体が多いものですから、それについては考えて調整をして、可能かどうかも含めて対応していきたいと考えております。

○教育長

皆さん、お分かりですか。

○教育委員

すみません。公費負担というのは、ここで「公費負担にしましょう」と決められるものじゃないじゃないですか。どうやって考えればいいんですか。

○学校給食課

ここでは決めれないので、この部分は財政課はじめ色々な部署で調整して、給食費が上がったものは公費で「お願いします」という調整を進めていきます。

○教育長

ごめんね。じゃあ、食材が上がれば給食費は上げるしかないんだよね。

○学校給食課

そうですね。年度の初めは同額で始めさせてもらいますが、本日の議題では、年度の途中で給食費を「上げます」というのを協議事項として入れさせてもらっています。

○教育長

年度の途中で給食費を上げるのは、食材費が上がるから上げる。それに対して、例えばお米のお金が 1 年前の 2 倍になっている。昨日のニュースでいうと。それがさらに半年後に 2 倍になるんだったら、その分、

給食費を上げるということを決めればいいのか。これから物価が上がって、食材費が上がれば、「給食費全体を上げますよ」ということを協議すればいいの。

○学校給食課

本日の協議では、年度の途中で値上げすることを承認いただきと考えています。

○教育長

給食費を上げるのは、上げざるを得ないじゃないですか。だって物が買えなくなりますよね。ごめんなさい。自分の理解が不十分で。

○教育委員

私も同じで、お話を聞いてて、給食が半分になってはまずいので、単純に高くなって給食費が上がっても「同じものが提供される」という条件が大事なので、それを満たすために、致し方ない上昇で、それをいつのタイミングに上げるかということが問題だと思うのですが、もしそれは、その都度という方もあるかと思いますが、それこそ具体的な数字でお米の価格が1.5倍に給食費がかかることになったので、1食当たり35円になりますとか、具体的な数字がもし出ているようであれば、4月から上げられますとなると思いますが、動向を見てる状況であれば、「上がる傾向にあります」という納まりになるかと思しますので、上がる上がるで、もう仕方ないというか、それは明らかな話で。という理解を私はしたんですけど、違いますか。

○職務代理者

そうですね。学校給食課のお考えは、年間幾ら、必要経費を12か月で割るとこうなって、「端数は最終月で調整します」という、これまでの考え方でしたよね。それではいけませんよ、という念押しですね。

○学校給食課

今、おっしゃった値上げ分の額については、改めて協議事項としてこれぐらいの値上げをしますということとを協議させていただきたいと考えております。本日はその前段で、まず令和7年当初については、価格はそのままで提供していきます、ただし物価の高騰で年度の途中で給食費の値上げをしていくことを承認頂きたい、ということが今日の議題となります。

○教育委員

それと公費の関係はどのような協議をすればいいか、どう考えていいかというのはありますか。

○学校給食課

公費の関係は、今申し上げたように「幾ら値上げをしますよ」という額が確定した段階で、次に内部的に調整をすることになります。

○教育部長

今日は、皆さんにお示しした資料の内容をご理解いただいて、今後そのところを詰めていきたいと思っておりますので、こうした状況であるということをそれぞれ委員さんにご了解いただくとどめていただければいいのかなと思います。

今日4つの点についてご説明させていただきましたが、具体的な数字が出てる給食回数や牛乳の価格、そういった部分を今日、お認めいただければいいのかなと思います。

○教育委員

小学校280円、中学校330円という、これは年間を通してということですよ。一番最終的なところで調整をするというのが、今までのやり方。ということですよ。ただ物価上昇によって、年間を通じてこれでいけるかどうか分からないという状況になってきたので、それを例えば、1学期、2学期、3学期とあ

るんだから、区切りごとに出して、そこで修正するなり、上げるなりという方法ではいけないのですか。いかがでしょうか。

○学校給食課

お米の価格が60%以上上がりますという通知がきておりますので、できるだけ早い段階で年間の金額や必要な額を計算して、6月の末で変更額を出せたらとイメージしております。7月からの給食費を値上げするイメージでいます。

○職務代理者

具体的な見通しを持っていらっしゃるようであります。およそ、そのように進めていただくということで了解いただけるのか、いやいやというご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○教育長

ということは、6月に料金改定を示すことがあり得ると、我々が認識しておればいいという、そういう捉えでいいですか。

分かりました。そのときに、保護者に、あらかじめ言うておく必要があるのか。例えば7年度、これから給食費が上がる可能性が高いということも示す必要があるのか。それと令和8年度は、国の方向で小学校は無償化になる。無償化になると言ってるのに、令和7年度、新城市は給食費を上げていくのか、そういうところ。でも無償化にするとする言ってる人が辞めるかもしれないので、明日のことは何も言えないわけです。そこが問題だと感じています。

それは就学援助も一緒です。私立無償化、高校無償化と言ってるけれども、そこも心配です。そういう中で全ての自治体が困るんです。

○学校給食課

先行きは不透明で、先のことまで「こうします」とは、なかなか言えない状況です。濁した発言をしておりますが、公費で調整ができるかどうかは、内部で調整していきます。イメージでは、保護者の負担は変えずに公費で賄っていきけるように調整をしていきます。

保護者への通知につきましては、令和7年度の決定通知を出しますので、そこにどういう形が伝わるのかどうかをこれから詰めていきますが、そこで今申し上げた内容を要約して「給食費の値上げをすることもあります」というのを示しながら、まず決定通知を出します。そこで6月の本会議に諮った後、議会へ諮り承認されれば、金額の変更のご案内保護者の負担額は恐らく変わらないので、「お知らせ」という形で示そうかなというイメージでおります。

○教育長

ありがとうございました。

資料3のところで、我々はこれを見ることによって、新城市が公費負担が0円なんですね。それ以外の市町村は補助をしている。望ましい教育環境に対する保護者の意見の中に給食費のことをかなりたくさんの方が書かれていた。もっと補助してほしいと願う保護者が多くいる。そういう中で、結論でいうと、これ以上保護者負担を増やすことはできないと思います。この状況の中で。国の無償化、近隣自治体の公費補助、こういう中で新城市が保護者負担を上げていくのは、無理だと思います。そういう中で、我々が共通認識しておかないといけないのは、今、学校給食課長が言われたことです。

○職務代理者

ありがとうございました。よく分かりました。

委員、皆さん、よくご理解いただけたと思います。ありがとうございます。また公費のほうで補助をいただきますので、ご努力お願いいたします。

それでは、次に移ります。

日程第5

(1) 報告事項 ア 「広報しんしろほのかについて」教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課

資料8ページからになります。広報ほのかにつきましては、委員の皆様からご意見をいただきまして、校正を進め、14日(金)に発行されました。

非常に短い期間での工程でありましたので、皆様からいただいた意見全てを十分に反映することはできなかったかもしれませんが、広報に載せる大きな目的の現状を知ってもらうこと、将来を知ってもらうこと。それから教育委員会の考え方を伝えるという目的は達成できたのではないかと考えております。ご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

14日に配布されまして、まだ数日しかたっていないので、特段、広報を見たことについての問合せ、ご意見、ご指摘などの問合せは、まだ0件であります。以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

委員の皆様から感想等がありましたら、ご発言いただきたいと思います。いかがですか。

○教育委員

いろいろ大変だったと思いますけれども、実物のほのかを見させていただきまして、まず最初に開きましたら、一番目立つところに生徒が描いた絵を見てほっこりしました。これは本当によかったと思います。さらさらと見ていきますと、非常に分かりやすくまとめられているなと思いました。とてもよかったと思います。これからの質問などが電話がかかってきたときにも、それぞれの意見をきちんと聞いて対処していただければありがたいなと思います。以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

○教育委員

いろんなことを言わせていただきまして、本当にたくさんのことを盛り込んでいただきまして、本当にありがとうございました。

昨日、広報が届きましたので一緒に家で見たと、ここまで書かれていれば、これでしっかり読んでいただいて、それぞれの学校で考えていただくことができるのではないかと。これが基本になっていくものだろうなということがよく分かるということで、とても感謝しております。ありがとうございました。学校での地区でのそれぞれの協議をとても期待したいと思います。ありがとうございました。以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

ありがたいというご意見をいただきました。そのほかでのご発言ございますか。

ありがとうございました。本当に読み物としても、すごくしっかりした固い部分とソフトな感じを

与えている部分があつて、とてもバランスがよかったと思います。ありがとうございました。

では、続きましてお願いいたします。

イ 「庭野区長への情報提供について」事務局からの説明をお願いします。

○教育総務課

よろしくお願いします。資料13ページからになります。

これまで地域で協議を行ってきました庭野小学校区につきまして、基本方針にあるように、今後地域と協議を行っていくことに先立ちまして、3月12日付で庭野の新しい区長さん、令和7年度の区長さん宛てに依頼分を発送しました。

添付書類として、保護者の意識調査結果や学級編制の見込み、児童数等の今後の推移などを情報提供としてお渡ししました。

今後、区の考え方を示していただく期限として9月30日を設けております。

先月の庭野区民の説明会においては、市から統合に向けたタイムスケジュールを示して、その上で協議しないと何も進まないぞというご意見もございましたので、恐らく今後は、統合を前提にした協議が進むのかなという感じを受けておりますが、9月30日までは、区の考え方をいただく期間でありますので、その後進展があればお知らせさせていただきます。以上です。

○職務代理人

ありがとうございました。ただいまのご説明にご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○教育委員

この話合いは、一応区長さんに資料を渡しました。どういう会議でどういうメンバーで話し合っているのかが、ちょっと分からないので、教えてください。

○教育総務課

今までの「庭野小学校を考える会」のお話ですか。

○教育委員

「庭野小学校を考える会」で区長に出すということ。

○教育総務課

ではないです。区がどういう会議体を組織するのも含めて、区長さんに投げかけたという状況と認識しています。

○教育委員

庭野区のお考えは、区長さんがまとめているんですか。

○教育総務課

区長がまとめるべきだと思っています。

○教育委員

区長が「庭野を考える会」という委員の方の考えをですか。

○教育総務課

どのようにまとめるかは分かりませんが。もしかしたら役員会を何度も開くようになるのか。

○教育委員

組織があつて、そこで話し合うんだったら分かりますが、組織がなくて区長さんに丸投げだと、ど

うという話し合いになるのかと言うのが見当がつかなかったのでお聞きしています。

○教育総務課

9月30日まで、こちらから何も接触しないわけじゃなくて、近々連絡をして、「どうやって進めていしましょうか」という提案はさせていただきます。そのときに区として、区の役員会で検討していくことになるのかなという話は以前、来年度の区長さんがおっしゃっていましたが、その中でもう少し保護者の意見も必要なので取り入れたりして進めていっていただけたらと思いますが、そこを考えていただくのは、区のほうかなと思います。

○職務代理者

よろしいですか。ほのかで明確に示していただきましたので、区民の方も当然このことは承知されて、区長さんをはじめ、区の役員の方は庭野が例会を毎月やっているかは存じ上げませんが、恐らく招集して区長さんが区長の責任を果たそうと努力なさるのではないかなと思います。

○教育委員

「広報ほのかに存続か統合について学区で協議し、2年間程度をめどに存続か統合かを決めます」と明確に言ってるので、これは庭野のことだなと分かると思います。庭野の方々がこれを見て、どういう反応をし、どう結論づけていくのかというところが、ある程度組織がないと決まらないんじゃないかなと自分は思っています。

○教育総務課

区からは、地元では決めれないので、市が主導して提案してほしいと。タイムスケジュールを出してもらって、その上で協議をしたいという意見が以前あったので、「そういう回答でも結構ですよ」という話をしてあります。恐らくそういったものが出てくるだろうと思っています。

なので、こちらから来年度は、何を整備しないと駄目。その次は何を整備する。そしていつ統合。というタイムスケジュールを提案した上で、いろんな意見のやり取りをしていくことになると考えています。

そこに誰を呼ぶのかというのは、こちらではなくて、区で考えていただきたいと思っています。

○教育委員

考え方は、非常に分かるけど、自分としては統合に関しては、市でタイムスケジュールとメンバーを決めて、誰が中心になり、誰がコーディネーターをし、地元の方、あるいは学識経験者、必要な方のメンバーを組織して、そこできちっと話し合っていたほうが段取りがいいのかなという感じがするんですが。ほかの地域でも、そういうところが多いんじゃないかなと思っていて、本当に先ほど区長さんに渡して、区長さんがまとめてくださいよ。その後は区長さんがタイムスケジュールを出してくださいよと向こうから言うんじゃないかと、自分は思うのですがいかがですか。

○教育総務課

基本方針だとか、個々の検討の中でもそういう話があったかと思いますが。こちらから統合案を提示するべきじゃないかというご意見もいただいたことはありますが、それは示さないという話であったと、教育委員会の中でそういう話をしたと認識しています。

○職務代理者

ご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

○教育委員

庭野小学校の件につきましては、誰が見てもこの先どうなっていくかというのは、分かり切っていることではないかと思いますが、この話を例えば市が先導して段取りよく、ちゃちゃっとやってしまうと庭野に住む地域の人たちの中には、それをあまりよく思えない感情が芽生えるのは、非常に危険なことだと思います。あくまでも庭野の区民の方たちから意見を引き出せるように市でソフトに包み込むような感じで話を進めていくのがいいと思いますので、頑張ってくださいと思います。

○職務代理者

よろしいですか。2年程度を見込んで統合に進むといいかなと教育委員会の考え方を広報で出させていただいているんですが、実際には、もっと小さい規模でも存続希望の多い学校もあるわけで、そこらあたりの兼ね合いがあって、やはり地域の方が子どものことを考えて、まさに我々が指導しました望ましい教育環境をつくるために、努力してくださることに期待したいなと思います。

これについては、まず区長さん宛ての文書で投げかけていただきましたので、反応を見ながら継続的に我々も応援していくということではよろしいでしょうか。

○教育委員

庭野のコミュニティスクール、そういうものはできていない。それがあると一番いいかなと思います。

○教育長

今、委員が指摘したとおりです。組織そのものがない。だから我々は新城市の全小中学校で学校運営委員会、コミュニティスクールをつくって、学校づくりがまちづくりになる。まちづくりは、学校づくりになる。そういう共通の土俵をつくり上げようということで準備している。

最初の教育長報告にあった、令和7年度にまず市の理解を得て、予算立てを確保して、そこで令和8年度幾つかの学校で学校運営協議会ができてくる。そういう段取りになります。

○職務代理者

ありがとうございました。そうした形で進めさせていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に進みたいと思います。

ウ 「新城市不登校対策事業における子どもサポート相談員業務実施要綱について」事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課

お願いいたします。現在、子どもサポート相談員2名が、実際に子どもたちの支援をしているわけですが、今1名はあすなろ教室へ常駐しています。1名が教育委員会なんです、そもそも何であすなろに1名いるのかというよりどこを探してみたときに、元になるものが何もなかったということが分かりました。それで、もともとはあすなろ教室に相談業務に関係する子どもが多いということで、常駐していたようなんですが、市内の子どもサポート相談員を必要としている子どもは、ほかにもたくさんいるので、一度きちんと見直しをしたいということになりました。そうしたときに、その基になるものが、これまではなかった、きちんと定めようということで、収支であるとか、配置であるとか、業務、利用条件をきちんと文書化したものを決めました。それがこの実施要綱です。

全く新しいものではなくて、現在やっていることをこのような形で明文化しました。ご承知おきください。以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。ご質問等がありましたらお願いします。

ないようですので、ありがとうございました。

次に移ります。

エ 「新城市相談窓口に関するリーフレットについて」事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課

資料29ページからになります。

こちらは、保護者で「相談に乗ってほしいんだけど」という保護者がどこに連絡を取っていいのか、よく分からないという声もこれまでに聞きまして、それぞれの機関がそれぞれ自分たちの機関に関する案内みたいなものは出ていたのですが、たくさんあり過ぎて、何がどうなっているのか分からないという、分かりにくい部分もあったので、今回一つにまとめてみました。

市では、こんな窓口があります。県では、こんな窓口があります。教育支援センターというのは、こんなところがあります。学校でもこんな取組をしています。というので、相談を求めている保護者や子どもたちが困らないような形でまとめたということで資料提示させていただきました。以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。この件につきまして、質問がございましたらお願いいたします。

○教育委員

29ページの令和6年というのは、令和7年ですか。

○学校教育課

令和7年2月、令和6年度です。

○教育委員

それから概要が、非常に細かくてよく分かりません。確かに見れば、相談を受け紹介をするよ。カウンセラーにカウンセリングしますよと分かるんだけど、字が多過ぎて分からない。もっと簡単にできないですか。相談員については、個人的な携帯番号が出ていますが、これは教育委員会でよいのではないですか。

○学校教育課

これは、教育委員会で契約している携帯の番号です。

○教育委員

問合せ先がこれでいいのかなというのが気になりました。

○職務代理者

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

○教育委員

質問なんですけど、これに関係しているので質問したいのですが、2年前に実は私が相談を受けて、まず子ども未来課かなということで電話をしました。入学する前に子ども園で集団生活に不安があるという判断をして、入学をすると、そのときに来年は学校に入るので、学校のことだと思って学校教育課に相談をしようと思って、子ども未来課に言ったら、まだ在籍は子ども園なのでということで、子ども未来課が対応しますということだったのですが、実際に対応を求めたら、「それは小学校になってからのことなので、小学校に

聞いてください」と言われました。

まずは、子ども園の先生に相談したら、現在の様子はお伝えできる。ただこの子がどういうふうに小学校で生活するのは判断がつかないので、「私ではアドバイスしかねます」と言われました。お母さん、どうしていいかわからないですね。私も当然プロではないので、いろんな事前に受けられる検査とかプライベートであるので、そういったものもあるよということで、同じようなといたら失礼ですけど、悩みを抱えた先輩のお母さんに、違う学区のお母さんにアドバイスをいただいて、その子は両方の学級をまたぐという選択をしました。そのときもやっぱり、もう少し情報が、学校の様子も含めてほしかったと言われました。

お伺いしたいのは、こども未来課との連携は、そのお母さんは、教育委員会は6人いるので、ちょっと子ども園のことも関係している6人なのかなと、どこからそういう知識を得られてきて、確かに6人もいたら、対応はできたらいいなと思います。と言ったんですけど、実際に橋渡しというか、移行のときは、具体的に、こういった事案がこれからも起こると思いますが、こども未来課と学校教育課との連携は、どこで分かるんですか。

ほのかは皆さん頼りにすることもあるし、近くのお母さんのアドバイスも求めますが、具体的には、どういう動きをしたらいいですか。ということも含めて、ここがそういった窓口ではないですね。ですね。

○学校教育課

今、お話されたのは、2年前のお話ですか。

○教育委員

はい。

○学校教育課

今年度、こども家庭センターというのが、こども未来課にできまして、学校教育課の担当が、非常に密にやり取りをしています。何か相手があれば、すぐに連絡を取って連携を取って、どうやって対応していこうかという相談をしています。4ページのところに「こども家庭センターみらいこ」という窓口があるんですが、こちらにつなげば案件によっては、学校教育課に連絡が入るし、学校教育課に連絡が入れば、それは間違いなくスタッフと連携を取っているようにしているので、そのときと比べれば随分情報のやり取りはやっている。変わってきたと思います。

取っかかりがどうであれ、こちらに言ってくれば、その後は何とか情報の共有をしながら対応していく体制になりつつあります。

○教育委員

分かりました。

○職務代理者

ありがとうございました。新しい組織ができて、窓口につながりやすくなったということですね。

○教育委員

中学校で県からスクールカウンセラーが全てに配置されているじゃないですか。小学校は今、どのようになっていますか。

○学校教育課

小学校にも県からスクールカウンセラーは派遣されています。ただ全校ではなくて4校、拠点校があってそのカウンセラーが市内の小学校全部をカバーするような形で担当校が決まっていて、そちらもカバーしていけるように。中学校は全校配置です。小学校は4校です。

○教育委員

これから小学校の再編が進むのであれば、小学校全てにスクールカウンセラーがいるのが一番いいなと思います。さらに、中学校でいうとソーシャルワーカーを入れていただくのがいいかなと思います。別件で、校長先生方の教育アドバイザー、経験年数の多い方が学校を回って、校長先生の相談役になりアドバイスをする。そういう学校経営のアドバイザーも必要かなと思います。

○教育委員

スクールカウンセラーの方が小学校を4校を一人の方が回られてますよね。

○学校教育課

拠点校が4校です。そのカウンセラーが対象校ということで、市内小学校をカバーしています。

○教育委員

ほかの学校にも派遣というか、週に何回か行かれるということですよ。それでは、A小学校、B小学校、C、Dとやるよりも、例えば小学校と中学校はつながってないわけですか。つまり、東陽小学校から鳳来中学に行きますよね。カウンセラーの先生としては、6年生の子をカウンセリングしようと思うと中学校の状況を分かっているほうがいいと思うので、ペアリングする場合は、中学校、小学校ということではなくて、私はそういったイメージでお話のほうが、子どもにアドバイスがいくかなというイメージが湧いたんですけど。

○学校教育課

子どもの育ちを見たときに、やはり小中で見れたほうがいいのは確かです。かつては、全く別でした。小中は、財源が違うのか、今言ったような声がたくさん出てきて、今小中連携の配置をしているカウンセラーもあります。この地区でいうと、作手の小中は、一人のカウンセラーで見えています。それも全部にはならなくて、まだそういう形で小中連携というカウンセラーが配置されるところが出てきました。

○職務代理者

パンフレットから発生したご意見ですけれども、実現すればいいですよ。

そのほかよろしいでしょうか。こういう形でパンフレットを出していただけるということです。よろしくお願いします。

それでは、次に移らせていただきます。

オ 「3月議会 一般質問の概要について」です。事務局からの説明をお願いします。

○教育部長

3月市議会定例会につきましてご報告させていただきます。資料33ページからになります。

2月14日に招集告示がありまして、3月21日までの期間で開催されております。このうち3月10日から12日までの3日間で一般質問が行われました。

今回の一般質問は10名の議員から教育分野の質問がありました。

一人目は、竹下修平議員から「長篠・設楽原の戦い450年事業」に関する質問があり、概要を示しております。二人目は、長良議員から4点の質問がありました。

1点目は「あすなる教室」の運営についての質問です。教育長が答弁し、教育の現状などについてお答えしております。

2点目は、新城小学校に建設予定の給食受入れ施設工事についての質問があり、工事概要を説明しました。

3点目は、GIGAスクール端末のタブレット更新事業について質問がありまして、こちらも更新につい

ての概要を説明しました。

4 点目は、長篠・設楽原の戦い 450 年事業について説明しました。

3 人目の小野田直美議員からは、学校の防災・備蓄、特に救助用資機材と医薬品について質問があり、対応状況を説明しております。

4 人目の齊藤竜也議員からは、公共交通の市の補助制度について質問されました。小中学生の通学補助について答弁しましたが、議員からは高校生も通学補助を検討してほしい旨の提案がありました。

5 人目は、今泉吉孝議員で 2 点質問があり、1 点目は、市民の経済状況についてで、生活保護費の支給状況や就学援助費の支給状況についての質問がありました。2 点目は、図書館へ寄贈する場合のデジタル化について質問があり、デジタル化は今のところ行っていないことを説明しております。

6 人目は、カーランド陽子議員から 2 点質問がありました。1 点目は、長篠・設楽原の戦い 450 周年について。2 点目は、給食センターの運営事業についてご質問がありまして、食材費、保護者負担の給食費のことですが、この状況や食材の安全性について。それから 1 月 23 日に発生しました異物混入についての質問がありご説明をしております。

7 人目は、山田辰也議員から、スポーツ施設の利用状況についての質問がありまして、現状について説明させていただきました。議員からは、新しい体育館の建設に対する市の考えなどについて尋ねられまして、対応が難しい状況を答弁しております。

8 人目、丸山隆弘議員からは、2 点質問がありまして、1 点目は長篠城跡保存活用計画の進捗状況について質問があり、主に樹木管理を中心に現在進めている状況を答弁しました。2 点目は、教育方針に関する基本方針について質問がありまして、教育長から 4 つの基本方針について説明しております。

9 人目は、村田康助議員からで、学校の空調設備の設置状況について質問がありまして、国・県の状況などを説明しながら、今後特別教室に設置していく旨を説明いたしております。

10 人目、滝川健司議員から、給食センターの運営について、そして給食費の公会計化について、現状を説明しております。詳しくは資料をご覧いただきたいと思います。

一般質問は以上になりますが、資料にはございませんが、教育に関係する議案としまして、人事院勧告に準じた人件費の変更や施設の修繕費などを盛り込んだ補正予算、こちらは 2 月 21 日初日に可決されております。

また設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、及び鳳来寺山自然科学博物館の 4 月からの観覧料金改定に対する条例改正案、それぞれ令和 7 年度一般会計の予算案について上程しておりまして、こちらは 3 月 21 日の最終日に採決が行われます。

それから人事案件としまして、秘書人事課でございますが、任期満了に伴います安形教育長の再任用についても上程がされておりまして、こちらも同じく 21 日の採決となります。

以上、3 月の定例会の内容をお伝えさせていただきました。以上でございます。

○職務代理者

ありがとうございました。

○教育長

今、言われたかどうか。補正で今回は中学校の特別教室の空調の基本設計の承認がされたということで、予算立てをしてあるということで、令和 7 年度に設計を進めていく。それができ次第、設置に向けて動いてくるということです。

○職務代理者

ありがとうございました。この件に関して、質問がございましたらお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

カ 「行事・出来事（３月・４月）について」説明をお願いいたします。

○教育総務課

資料４１ページをお願いします。

３月１８日、本日ですが定例教育委員会会議を開催しております。３１日（月）教育委員会事務局職員の退職辞令交付式を予定しております。４月１日（火）教育委員会事務局職員の異動辞令交付式を開催予定です。退職辞令交付式と異動辞令交付式につきまして、本日案内状を配付させていただきましたので、よろしくお願いします。

また職務代理者には、それぞれ開式、閉式のご発声をお願いしますので、よろしくお願いします。

４日（金）第１回教育委員代表者会議が東三河県庁で開催予定です。１７日（木）三河部都市・町村教育長協議会が安城市で開催予定です。１８日（金）定例教育委員会会議を開催予定です。２４日（木）第３５回東海北陸都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が三重県伊勢市で２５日まで開催予定です。以上です。

○職務代理者

お願いします。

○学校給食課

続いて資料４１ページ、学校給食課をお願いします。

３月１０日に東郷西小学校の受入れ室の稼働が始まりました。残る学校は、新城小学校のみとなります。新城小学校は令和７年度１年間の工事を経て、令和８年度４月からの稼働開始を予定しております。

３月２１日に今年度の給食の提供を終了します。

４月です。令和７年度は４月１０日から給食提供を開始します。４月２１日は、東郷西小、東郷東小、東郷中、八名中のみ給食を実施し、それ以外の学校につきましては、ＰＴＡ総会代休となっています。以上です。

○職務代理者

続いて、学校教育課お願いいたします。

○学校教育課

３月７日は中学校の卒業式でした。教育委員の皆様にもご臨席をいただきましてありがとうございました。明日、１９日が小学校の卒業式です。２４日が終了式、３月３１日が退職者の辞令伝達式があります。書き落としましたが、４月１日にも教職員の辞令交付式があります。３１日、４月１日、またご出席をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それから４月８日、９日が小学校、中学校の入学式です。義務教育のスタートと義務教育の最後ということで、小学校の入学式、中学校の卒業式には教育委員の皆様のご出席をお願いしております。４月８日の小学校の入学式にもご出席をください。よろしくお願いいたします。

それから４月１９日、２２日に授業参観・ＰＴＡ総会があります。八名中だけ４月２２日平日開催で、残りの１８校は４月１９日の予定です。

それから、先ほどのカウンセラーに関する発言、訂正をさせていただきます。

小学校の拠点校は3校でした。新城小学校、作手小学校、東郷西小学校の3校にカウンセラーが派遣されています。その拠点校のカウンセラーがそれぞれ対象校と言われる、ほかの小学校に相談活動に行っています。

それから小中の連携校ですが、作手小、作手中は、先ほど言いましたが、それ以外にも八名小、庭野小と八名中学校、これは一人のカウンセラーが担当になっています。以上です。

○生涯共育課（共育・文化）

生涯共育課、共育・文化係です。3月9日（日）スケートボードを実施しました。20日には、そば作りを実施します。今年度の共育講座はこれで全てになります。今年度の共育講座については、庁内各課と連携して企画を行うなどの工夫を行い、18講座を実施し、264人の参加がありました。共育・文化係からは以上です。

○生涯共育課（図書館）

続きまして、図書館の3月4月の行事・出来事について報告いたします。

3月5日に図書館まつり実行委員会を開催いたしました。4月ですが、令和7年度も毎週木曜日、午後3時半から小さなお子さん向けのビデオ上映会を、毎週土曜日の午後3時から読み聞かせグループによる幼児、児童を対象としたおはなし会を開催する予定です。また4月23日から5月12日までが子どもの読書週間になりますので、一人15冊、期間3週間の特別貸出を行う予定です。

○生涯共育課（スポーツ）

生涯共育課スポーツ係から3月4月の報告をさせていただきます。

3月5日、三遠ネオフェニックス新城市DAYで、三遠ネオフェニックスのホームゲームにおいて、会場内にブースを設けまして、観光パンフレット、及びノベルティグッズの配布を行いました。

本日3月18日、新城マラソン大会の実行委員会が開催されます。続いて4月に入りまして、4月18日、スポーツ協会総会、及び新城市民スポーツ大会総合開会式を新城文化会館にて開催いたします。スポーツ係については以上です。

○生涯共育課（文化財）

引き続きまして文化財係からご説明申し上げます。

3月6日、豊橋市津田小学校から校外学習で設楽原資料館へお越しいただきました。3月16日、30日、連続歴史講座として、それぞれの地域の学芸員に来ていただいてお話を5回していただくうちの4回目と5回目でございます。関ヶ原の戦いのお話についても60人以上の方が来ていただいて、会場がいっぱいになりました。来年度ですが29日に設楽原歴史講座をまた開催したいと思っております。

それから備考欄ですが、令和7年の1月と書いておりますが、2月の数字を入れるのをそのままにしていまいまして、数字を申し上げます。設楽原歴史資料館につきましては、令和7年度2月は、1,394人（1,507人）です。長篠城が1,239人で（1,637人）作手につきましては、359名で昨年度が505名です。以上です。

○生涯共育課

最後に博物館の行事出来事です。

3月の行事につきましては、5月12日まで特別展「星空への招待―深宇宙・銀河への旅」展を開催しています。4月の行事につきましては、49ページ以降にチラシを添付させていただいておりますのでご覧ください。

49ページに4月2日から7月7日まで、ミニ特別展「めでたい7（な）展」を開催します。令和7年は新城市制20周年であることから、縁起の良い7にちなんだ自然資料を展示します。

20日は、博物館学術委員総会及び友の会総会を開催します。26日は50ページにチラシがありますが、内金地区の大部川里山公園周辺を歩いて春の植物を観察する、野外学習会「長篠周辺の春の植物」、27日は、博物館周辺を散策し、生息する昆虫を採取し、観察する野外学習会「昆虫を探そう」を開催します。

また行事予定にはないのですが、本日、御朱印の販売についてチラシを配らせていただきました。設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、鳳来寺山自然科学博物館、作手歴史民俗資料館の各施設で博物館版の御朱印を販売します。販売日は4月2日からです。販売場所は、資料館、保存館、博物館、作手資料館になります。目的は、4施設を周遊してもらうことを目的として、施設へ来た証である御朱印を販売し、施設間の周遊性を高めるために4種類全て集めると新たな絵柄が完成するデザインとなっております。

またこの市章は、市になじみ深い自然や歴史資料のピクトグラムからなります。販売価格は1部300円で、各種1,000枚限定の販売となっております。博物館からは、以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

この件につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。

特にないようであります。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和7年3月新城市教育委員会定例会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後4時16分